

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
五泉市	(略) 特別養護老人ホーム まおろしの郷	(略) 五泉市馬下1429	五泉市	(略) 特別養護老人ホーム まおろしの郷	(略) 五泉市馬下1429
	<u>特別養護老人ホーム 帛の郷</u>	<u>五泉市本町6丁目7-7</u>			
(略)			(略)		
佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 大浦の里二号館	(略) 佐渡市相川大浦 1285番地3	佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 大浦の里二号館	(略) 佐渡市相川大浦 1285番地3
	<u>特別養護老人ホーム 新穂愛宕の園式号 館</u>	<u>佐渡市新穂瓜生 屋513番地1</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。